

手数料体系

1. 案件化料

30万円(消費税別)

2. 成功報酬（消費税別）

＜成功報酬の算定＞
下表の区分に従い、各階層の価額の料率をそれぞれ乗じて得られた金額の合計額とします。

移動する資本等の価額	料率
5億円以下の部分	5%
5億円超 10億円以下の部分	4%
10億円超 50億円以下の部分	3%
50億円超 100億円以下の部分	2%
100億円超の部分	1%

(注) 成功報酬最低額は、1,000万円(消費税別)とします。

■但し、株式譲渡又は持分譲渡により行われた企業提携等の場合であって、株主等に対して支払われる金員（株主譲渡又は持分譲渡の対価、役員退職慰労金、不動産の譲渡代金又は貸付金等の返済金その他一切の金員を含みます。）の合計額が1,000万円を下回る場合は、500万円（消費税別）とします。
※譲渡企業様限り

■事業譲渡の場合における「移動する資本金等の価額」は、譲渡対象事業にかかる移動時価総資産価額（営業権を含む）とします。

・計算例
譲渡企業の営業権を含む時価総資産額が6億円の場合
$$\begin{array}{rcl} 5 \text{ 億円} & \times & 5 \% = 2,500 \text{ 万円} \\ (6 \text{ 億円} - 5 \text{ 億円}) & \times & 4 \% = 400 \text{ 万円} \\ \hline & & \text{合計} 2,900 \text{ 万円 (消費税別)} \end{array}$$

■尚、以下の項目については成功報酬に含まれておりません。
①買収監査、不動産鑑定、登記、及び株券印刷等の実費
②公認会計士、税理士、司法書士、弁護士費用等の実費

3. 業務範囲・内容

	譲渡企業様	譲受企業様
案件化業務	① 企業提携等に必要な情報の収集・調査 ② 企業提携等に係る事業又は企業価値等に関する参考資料の作成 ③ 企業提携等の基本スキームの立案及び助言 ④ 企業概要書の作成 ⑤ その他付随する業務	① 企業提携等に必要な情報の収集・調査 ② 当社の合理的な裁量による譲渡企業先の探索及び当該譲渡企業先の企業概要書の譲受企業様への提供 ③ 本件提携の基本スキームの立案及び助言 ④ 基本合意書等の締結に先立つ譲渡企業との協議及び交渉のスケジュールリング及び立会い ⑤ 本件提携に関する基本合意書等の草案作成又は助言 ⑥ その他前各号に付随する業務
提携仲介業務	① 当社の合理的な裁量による企業提携等の譲受候補先の探索 ② 譲受候補先選定の補助、本件提携に関する各種資料の譲受候補先への提供、及び譲受候補先が開示を承諾した各種資料の譲渡企業様への提供 ③ 本件提携に関する実務手続上の助言 ④ 譲受候補先との協議及び交渉のスケジュールリング及び立会い ⑤ 本件提携に関する契約書等の草案作成又は助言 ⑥ 会計事務所、法律事務所等の外部専門家の紹介及び折衝に関する助言 ⑦ 本件提携に必要な企業精査（デューデリジェンス）のセッティング、立会い及び助言 ⑧ 譲受候補先との契約書調印及び決済における立会い ⑨ その他本件提携の進捗状況に応じ合理的に必要と当社が判断する役務の提供	① 本件提携に関する各種資料の譲渡企業等への提供及び譲渡企業等が開示を承諾した各種資料の譲受企業様への提供 ② 本件提携に関する実務手続上の助言 ③ 譲渡企業等と譲受企業様との協議及び交渉のスケジュールリング及び立会い ④ 本件提携に関する契約書等の草案作成又は助言 ⑤ 会計事務所、法律事務所等の外部専門家の紹介及び折衝に関する助言 ⑥ 本件提携に必要な企業精査（デューデリジェンス）のセッティング、立会い及び助言 ⑦ 譲渡企業等との契約書調印及び決済における立会い ⑧ その他本件提携の進捗状況に応じ合理的に必要と当社が判断する役務の提供